

本編

第1節 廃棄物・リサイクル対策のあらまし

1 循環型社会の形成に向けた法制度について

廃棄物の適正処理を図るために、昭和45年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」と略す。)」は、不適正処理や不法投棄の頻発、廃棄物排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫などの課題に対応するため、施設基準や維持管理基準の強化、罰則の大幅強化や再生利用認定制度の導入、公的関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進等、数次にわたり改正が行われてきたところである。

また、依然として廃棄物の発生量が多いことや最終処分場がひっ迫していること、不適正処理が後を絶たないことなどを背景に、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却して、廃棄物の排出を抑制し、再使用や再生利用など資源の循環的利用を促進することにより環境への負荷が低減される社会、すなわち循環型社会を実現していくために、平成12年5月に循環型社会の形成を推進するための基本原則と基本施策などを定めた「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、事業者の自主的な取組の推進を図ることを目的とした「資源有効利用促進法」、さらに個別物品の特性に応じ「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」及び「食品リサイクル法」が制定されている。

さらに、平成14年7月には、使用済自動車から発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッダーダストのリサイクルの促進を図るため、「自動車リサイクル法」が制定されており、これらの法令に、国等が率先して再生品などの調達を推進することを目的とした「グリーン購入法」を加え、循環型社会の形成に向けた法体系は次回のとおりとなっている。

一方、平成13年5月には、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が国によって定められ、その中で廃棄物の減量化の目標量が設定され、その目標を達成するため、各種施策が展開されている。

また、ダイオキシン類については、平成12年1月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」で、耐容一日摂取量、環境基準等が定められ、同法に基づき削減目標量が設定され、ダイオキシン類問題は同法に従って総合的な対策が進められている。

PCB廃棄物については、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」が制定され、平成28年までにPCB廃棄物の処分を終えるこ

ととしている。

さらに、平成15年3月には、循環型社会形成推進基本法に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環型社会の具体的なイメージを示すとともに、平成22年度を目標年次とした循環型社会形成のための新たな数値目標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）の設定と、目標達成に向けた国及び各主体の取組を挙げており、本計画に基づいた施策展開により持続可能な循環型社会の実現を目指すこととしている。

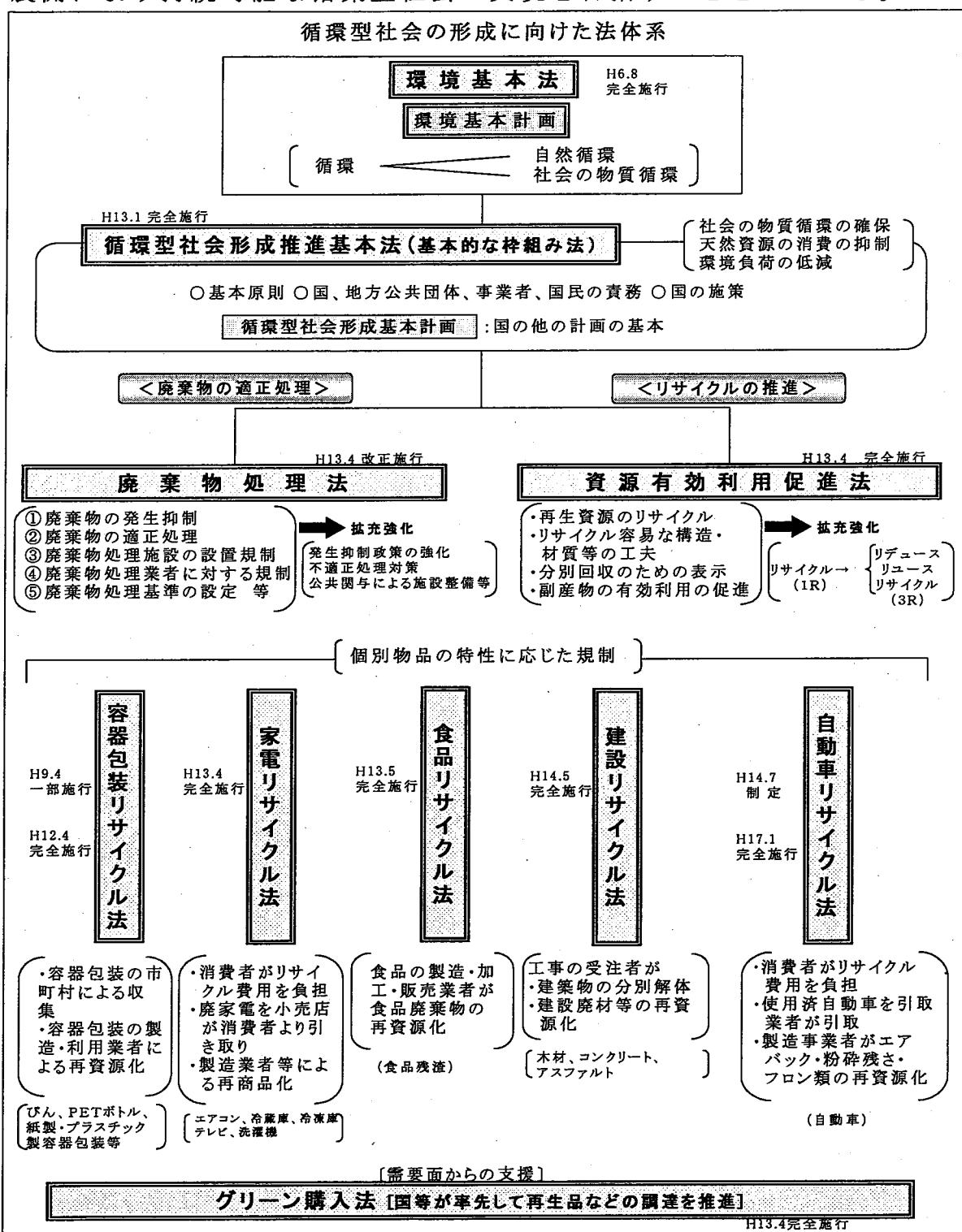


図1-1 循環型社会の形成に向けた法体系

2 県内の廃棄物処理・リサイクルの現状と課題

(1)一般廃棄物の現状と課題

本県では、ごみ、し尿とも米軍基地を除くほぼ全域で計画処理が行われており、人口あたりの計画収集率はごみが99.9%、し尿が99.7%となっている。

ア ごみ処理の状況

(ア) ごみ処理の流れ

本県の事業所や家庭から1年間に排出されるごみの総排出量は、統計を取り始めた昭和44年度には30万tで、しばらく横ばいであった。その後、昭和60年代に増加が顕著になり、昭和63年度に40万tを、平成10年度に50万tを超えたものの、資源ごみの分別収集や有料指定ごみ袋の導入などの対策が実施され始めた平成12年度以降減少傾向に転じている。

平成18年度における本県のごみの総排出量は463,112tとなっている。そのうち、計画収集量は439,725tで、総排出量の95.0%を占めている。

計画収集及び直接搬入されたごみ（自家処理及び団体回収分を除く。）のうち、392,647t（86.1%）が焼却施設で焼却、9,122t（2.0%）が直接埋立、9,090t（2.0%）が直接資源化、45,385t（9.9%）が焼却以外の処理によって処分されている。

ごみの資源化量は、地域の団体が定期的に資源として使えるごみを定期的に回収する団体回収が6,868tで、計画収集による資源化量55,527tとあわせ、合計62,395tとなり、これによりリサイクル率は13.5%となっている。

また、平成18年度における本県のごみ処理費は約122億円で、1t当たりのごみ処理費は26,403円で、1人当たりでは8,787円となっている。

(イ) ごみ処理施設

平成20年3月末現在、県内41市町村のうち、ごみ焼却施設について39市町村において31施設が整備されており、残り2町村の整備促進を図っているところである。

最終処分場については、23市町村で17施設整備されている。

また、最終処分場を整備していない18市町村のうち6市村では、焼却灰の溶融スラグ化を行っている。残りの市町村は、他市町村や民間業者に最終処分を委託したり、溶融スラグ化により対応している。

イ し尿処理の状況

平成18年度の本県の水洗化人口（公共下水道＋浄化槽総人口）は1,314,409人で、水洗化率は94.5%と前年度より0.7ポイント増加している。

平成18年度のし尿（公共下水道及び浄化槽により処理されるものを除く。以下同じ。）の年間総排出量は31,787k1となっており、そのうち、計画収集量は31,690k1で、総排出量の99.7%を占めている。

一方、浄化槽汚泥の年間総排出量は97,679k1となっている。

計画収集区域内におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、市町村及び一部事務組合のし尿処理施設による処理が117,767k1(91.0%)、下水道への投入が6,081k1(4.7%)、農村還元が4,996k1(3.9%)、その他の処理が525k1(0.4%)となっている。一部自治体において行われていた海洋投入については、平成16年5月で廃止されている。

平成18年度末現在、県内には延べ105,303基の浄化槽が設置されているが、合併浄化槽は18,105基(17.2%)と普及が遅れており、その整備促進が必要である。また、浄化槽が本来の機能を発揮するためには定期的な維持管理を行う必要があり、浄化槽管理者は保守点検と清掃を行うとともに、法定検査を受検することが浄化槽法により義務づけられている。

法定検査には、浄化槽使用開始3～8ヶ月後の水質検査(7条検査)と、毎年1回の水質検査(11条検査)があるが、平成18年度実績で7条検査の実施率は99.4%（全国平均86.7%）と全国平均を上回っているが、11条検査の実施率は3.9%（全国平均23.8%）と低い実施率となっている。

(2)産業廃棄物の現状と課題

県内の産業廃棄物の発生量は減少する傾向にあるものの、高い水準で推移しており、質的にも多様化してきている。

その処理については、排出事業者自ら又は処理業者により行われているが、近年は、住民の環境問題に対する意識の高まりに相まって、将来、新たな環境汚染を招くのではないかという不安などから、地域住民に強い不信感が生じている。

そのため、産業廃棄物処理施設の設置について、地域の合意形成を得るのが難しい状況となっている。特に、管理型産業廃棄物最終処分場については、ここ十数年、新たな設置がないため、平成18年度に埋め立て区域を増設した産業廃棄物管理型最終処分場があるものの、その残余容量がひっ迫している状況が続いている。

また、廃棄物の不法投棄や廃タイヤの大量保管など不適正事案も依然と

して多いことから、これらの課題への対策強化が必要となっている。

ア 産業廃棄物の発生状況等

本県における産業廃棄物の発生状況等については、5年ごとに実態調査を実施し把握に努めている。

また、廃棄物処理計画（第二期）における減量化目標の進捗状況を把握するため、平成18年度から年度毎に産業廃棄物フォローアップ調査を行っている。

平成19年調査（平成18年度実績）によれば、産業廃棄物の発生量は、354万2千tと推計される。種類別でみると、動物のふん尿（39.7%）、汚泥（25.7%）、がれき類（17.7%）となっており、業種別でみると農業（39.8%）、電気・水道業（27.1%）、建設業（20.3%）となっている。

動物のふん尿を除く産業廃棄物の発生量213万7千tのうち、有償物量を除く産業廃棄物の排出量は193万7千tである。

排出量のうち、再生利用量は90万8千t（46.9%）、最終処分量は16万4千t（8.4%）となっている。再生利用量及び最終処分量は、平成15年度と比べ概ね良好に推移しているが、減量化目標を達成するためには、より一層の減量化・再生利用を推進する必要がある。

廃棄物処理計画における産業廃棄物の減量化目標及び現状

産業廃棄物減量化目標

平成22年度

- 排出量の増加を基準年度（平成15年度）に対し3%以下に抑制する。
- 再生利用量を排出量の50%とします。
- 最終処分量を排出量の7%とします。

表1-1 産業廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量

（単位：千t/年）

| | 平成15年度 (基準年度) | 平成18年度 (現状) | 平成22年度 (目標年度) |
|-------|------------------|----------------|------------------|
| 排出量 | 1,938 | 1,937 | 1,969 |
| 再生利用量 | 897(46.3%) | 908(46.9%) | 984(50%) |
| 最終処分量 | 237(12.2%) | 164(8.4%) | 140(7%) |

注1)「その他量」を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

イ 産業廃棄物処理業者等の許可状況

(ア) 処理業の許可状況

平成19年度末現在、産業廃棄物処理業者は、総数で1,012業者となっている。

業の区別でみると、収集運搬業841業者、処分業171業者（うち中間処理業のみ149業者、中間処理・最終処分業11業者、最終処分業のみ2業者）となっている。

また、保健所別にみると、中部福祉保健所335業者、中央保健所253業者、南部福祉保健所231業者となっている。

(イ) 再生利用業の指定状況

産業廃棄物処理業の許可が不要となる産業廃棄物再生利用業の知事指定については、石炭灰の再生輸送業が2件、石炭灰の再生活用業（用途：セメント原料）が1件、廃プラスチックの再生活用業（用途：プラスチック）が1件の計4件となっている。

ウ 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物処理施設の許可件数は、平成19年度末現在で166施設となっている。その内訳は、脱水や焼却による減量化または有害物の分解などを行う中間処理施設が140施設、最終処分場が26施設となっている。

また、最終処分場について設置主体別でみると、排出事業者の設置が5施設、産業廃棄物処理業者の設置が20施設、公共による設置が1施設となっている。

産業廃棄物処理施設数は、焼却施設等の中間処理施設、安定型最終処分場の新設による若干の増加がみられるが、管理型最終処分場は廃棄物処理業者による新たな設置がないため、残余容量が逼迫した状況となっている。

エ 施設等の監視パトロール

産業廃棄物処理施設等については、保健所による定期的な立入検査を実施し、監視指導を行っている。

また、平成14年度以降、産業廃棄物の適正処理の確保及び施設の安全管理の徹底を図るため、産業廃棄物最終処分場及び焼却施設を設置している事業者に対して処理基準、維持管理基準等の適合状況を重点的に検査する総点検を実施し、不適切な施設に対しては改善改善命令等の行政措置を行っている。

これまで、数次にわたり廃棄物処理法が改正され、廃棄物処理施設の維持管理基準などが強化されているが、廃棄物処理業者において十分な措置が図

られず、対応が不十分な施設が見受けられることから、より一層、監視指導を強化する必要がある。

オ 不法投棄

これまで実施した平成18年度の「不法投棄実態調査」によると、平成18年度における不法投棄箇所は69箇所、7,586トンであり、地域的には、原野、河川敷・海岸等や農用地といった人目に付きにくい場所が多い。不法投棄物の種類は、一般廃棄物4,163トン（約55%）、がれき類1,536トン（約20%）、がれき類以外の建設系廃棄物876トン（約12%）、廃タイヤ453トン（約6%）、金属くず148トン（約2%）となっている。

不法投棄に至った原因としては、投棄者の道徳観念の欠如、処理費の出し惜しみ、廃棄物処理に対する認識不足などが考えられる。

また、不法投棄だけでなく廃棄物を原野や空き地等において大量保管する等の不適正処理事案等も問題となっており、管理型最終処分場のひっ迫に伴う処理費の高騰等が原因となっている。

このような不法投棄及び不適正処理の実態は、周辺地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然・都市景観を損ねるなど、本県の観光振興にもダメージを与えかねない重要な課題となっており、不法投棄の早期発見、原因者による撤去、規模が小さい段階での迅速な対応、発生抑止のための監視体制の充実強化等の取り組みが必要である。

3 循環型社会の形成に向けた県の施策について

(1) 沖縄県廃棄物処理計画（第二期）の推進

廃棄物処理計画とは、本県における廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、県民、事業者及び行政が一体となって取組むための指針であり、廃棄物処理法第5条の5に基づき策定する法定計画である。

県では、平成13年度に平成17年度を目標年度とする沖縄県廃棄物処理計画（第一期）を策定し、県民、事業者、市町村とともに諸施策を推進してきたところであるが、依然として、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄等などの課題があり、循環型社会の形成に向けた取組みを強化するため、現在の廃棄物を取り巻く状況などを踏まえ、平成18年12月、第二期の沖縄県廃棄物処理計画を策定したところである。

第二期計画においては、平成22年度を目標年度として、循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や県民、事業者、市町村、県の役割について明確にするとともに、中長期的な展望に立った新たな施策を展開し、循環型社会の形成に向けた取組みを強化するものである。

一般廃棄物減量化目標

<平成22年度>

- 排出量を現状（平成16年度）と同程度に抑制する。
(第1期計画の基準年度である平成9年度に対しては、7%の削減)
(1人1日当たりの排出量では平成16年度に対し、8gの減量化)
- 再生利用量を排出量の22%とする。
- 最終処分量を排出量の12%とする。

表1-2 一般廃棄物の排出量等に係る実績及び目標値

| | 平成16年度実績 | 平成22年度目標値 |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 排出量 (千t) | 464 (925g/人・日) | 464 (917g/人・日) |
| 再生利用量 (千t) | 58 (13%) | 104 (22%) |
| 中間処理による減量 (千t) | 331 (71%) | 304 (66%) |
| 最終処分量 (千t) | 75 (16%) | 56 (12%) |

産業廃棄物減量化目標

<平成22年度>

- 排出量の増加を現状（平成15年度）に対し3%以下に抑制する。
- 再生利用量を排出量の50%とする。
- 最終処分量を排出量の7%とする。

表1－3 産業廃棄物の排出量等に係る実績及び目標値

| | 平成15年度実績 | 平成22年度目標値 | |
|----------------|-------------|-----------|--|
| 排出量 (千t) | 1,938 | 1,969 | |
| 再生利用量 (千t) | 897 (46.3%) | 984 (50%) | |
| 中間処理による減量 (千t) | 745 (38.4%) | 819 (42%) | |
| 最終処分量 (千t) | 237 (12.2%) | 140 (7%) | |

注)「その他量」を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

(2)一般廃棄物に関する対策

ア ごみ処理広域化計画の推進

ダイオキシン類の発生・排出抑制等の高度な環境保全対策の必要性や、ごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの推進に対する県民からの要請などから、環境保全や処理技術、経済的な観点から施設を集約し大型化するなど、広域的な視点に立った総合的かつ効率的なごみ処理体制を構築するための指針として、「沖縄県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定した。

この計画においては、平成20年度までに本島市町村の一般廃棄物焼却施設17施設を12施設に集約することとし、離島市町村では、その特殊事情を考慮した広域化計画を進めてきている。

その結果、平成20年3月現在、本島内的一般廃棄物焼却施設は、中部北環境施設組合等の施設整備により14施設に集約されており、離島においては宮古地区では3施設が1施設に集約されている。

また、同計画では、一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量を平成9年度の排出量から90%を削減し、最終処分場への埋立処分量は平成8年度の処分量から26%を削減することを目標としている。

平成19年度の一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、平成9年度の排出量から約87%が削減され、目標の達成まであとわずかとなっている。

埋立処分量については、焼却施設等の中間処理施設の整備や、平成12年

度から本格施行された容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数の増加、平成13年度から施行された家電リサイクル法によるリサイクルの促進によって、平成15年度末現在で約53%が削減され、既に目標値を達成している。

県としては、今後とも、ごみの適正処理を図るよう市町村への指導・助言を行い、ごみ処理の広域化を進めていくこととしている。

沖縄県ごみ処理広域化計画の目標と状況

表1-4 本島内の焼却施設の広域化の目標と状況

| ブロック | 市町村数 | 平成10年度 (基準年度) | 平成19年度 (現状) | 平成20年度 (目標年度) |
|------|-------|------------------|----------------|------------------|
| 北部 | 6市町村 | 4施設 | 3施設 | 2施設 |
| 中部 | 14市町村 | 8施設 | 6施設 | 5施設 |
| 南部 | 13市町村 | 5施設 | 5施設 | 5施設 |
| 計 | 33市町村 | 17施設 | 14施設 | 12施設 |

16年度状況 北部：1減(4→3)、東村を国頭村に統合
中部：2減(8→6)、中部北環境施設組合の3施設を1施設に集約

※平成20年度目標 北部：1減(3→2)、国頭村を名護市等に統合
中部：1減(6→5)、倉浜衛生施設組合の2施設を1施設に集約

表1-5 ダイオキシン類の排出量の目標と状況 (単位:g-TEQ／年)

| | 平成9年度 (基準年度) | 平成19年度 (現状) | 平成20年度 (目標年度) |
|-----------|-----------------|----------------|------------------|
| ダイオキシン排出量 | 10.8 | 1.38 | 1.07 |
| 削減量(削減率%) | -(-) | -9.42(-87.2%) | -9.73(-90%) |

注) TEQ：全ダイオキシン類の量を異性体の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-1,4-ラーゼ-1,2-オキシンに毒性等価換算したもの(WHO-TEF1998を使用)

表1-6 埋立処分量の目標と状況 (単位:t/年)

| | 平成8年度 (基準年度) | 平成17年度 (現状) | 平成20年度 (目標年度) |
|-----------|-----------------|----------------|------------------|
| 埋立処分量 | 185,163 | 58,718 | 136,328 |
| 削減量(削減率%) | -(-) | -126,445(-68%) | -48,835(-26%) |

イ 廃棄物処理施設の整備促進

県内のごみ焼却施設については、平成20年3月末現在、41市町村中39市町村で31施設が整備されており、残り2町村の整備促進を図っているところである。

また、倉浜衛生施設組合においては、施設の老朽化のため、平成18年度から新施設を整備中である。

最終処分場については、廃棄物処理法の施設基準に適合した施設が23市町村で17施設が整備されており、現在、本部町今帰仁村清掃施設組合、北大東村及び南大東村において施設整備中である。

さらに、再生利用施設については、23市町村において21施設が整備されており、倉浜衛生施設組合、伊是名村がリサイクルセンターを整備中である。

また、中部北環境施設組合、那覇市がストックヤードを整備中である。

ウ ごみの減量化・リサイクルの促進

県内のごみの減量とリサイクルを広域的な観点から推進するため、「ごみ減量化推進事業」を平成5年度から実施している。本事業では、循環型社会の形成に向けて、市町村等と連携し、啓発事業として「ごみ減量・リサイクル推進週間」、「環境衛生週間」、「3R推進月間」に取り組むとともに、小学生等を対象にした環境教育として「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い物ゲーム」）を開講して、ごみ減量化・リサイクルやごみの分別排出に対する県民意識の高揚に努めている。

また、平成5年度に設置した「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」において、委員である住民代表、教育関係団体、排出事業者、再生事業者、関係団体、NPO及び行政担当者により、ごみ減量・リサイクルへの自発的な取組促進を協議している。

さらに、県内主要スーパー・マーケット等の流通事業者で構成する「レジ袋減量部会」を下部組織として設置し、マイバッグキャンペーンの普及拡大によって、環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進する等、効果的な施策を検討している。

平成20年8月6日には、ごみの減量と地球温暖化の防止を目的とした「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を県内10事業者、沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議及び沖縄県の3者で締結し、レジ袋の有料化を取組の柱とするレジ袋削減を推進している。

エ 畦島対策支援事業

平成17年10月1日より、本県の離島より沖縄本島まで使用済み自動車を海上輸送する費用の8割を出えんする制度が開始された。

同制度は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」いわゆる自動車リサイクル法が平成17年1月1日から本格施行されたことに伴い、最終所有者から預託されたリサイクル料金の剰余金の一部を、離島市町村が行う離島対策支援事業に対して、財団法人自動車リサイクル促進センターが出えんする制度となっている。

平成19年度離島対策支援事業の実績として、18の離島を抱える市町村が対象となり、約2,050万円（使用済自動車6,702台）の出えんを受けている。
※対象市町村名：宮古島市、石垣市、うるま市、南城市（久高島）伊江村、本部町（水納島）、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村、伊平屋村、久米島村、多良間村、竹富町、与那国町
計18市町村

オ 容器包装リサイクル法への対応

容器包装廃棄物は、一般廃棄物に占める割合が容積比で約6割に達し、かさばりやすく、素材的にもリサイクルしやすいことなどから、容器包装廃棄物の再商品化を促進し、ごみの減量化を図ることを目的として、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」いわゆる「容器包装リサイクル法」が制定され、市町村においては平成9年4月から同法に基づく分別収集が開始されている。

容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するためには市町村分別収集計画を策定し、これに従い分別収集を実施しなければならない。

平成19年度に策定した平成20年度を始期とする「第5期沖縄県分別収集促進計画」においては、全市町村が分別収集に取り組んでおり、今後は、同計画に基づき、市町村との連携を強化し、分別収集品目の拡大を図ることとしている。

なお、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を計画しているのは、スチール缶41市町村、アルミ缶が41市町村、段ボールが34市町村、紙パックが27市町村、ペットボトルが41市町村などとなっている。

カ 家電リサイクル法への対応

平成13年4月1日より施行された家電リサイクル法は、小売業者による収集運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といったそれぞれの役割分担をとおして、循環型社会の構築をめざすものである。

平成13年度から19年度までに県内の指定引取場所へ搬入された廃家電品の数は4品目合計で112,100台であり、全国の引取台数12,114万台の約1%に近い回収実績となっている。各年度までの回収実績は表1-7のとおりである。

表1-7 県内及び全国の家電リサイクル引取台数

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|----|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 県内 | 7,8000台 | 95,000台 | 116,000台 | 118,000台 | 116,235台 | 113,408台 | 112,100台 |
| 全国 | 8,549万台 | 10,150万台 | 10,462万台 | 11,214万台 | 11,618万台 | 11,616万台 | 12,114万台 |

キ ちゅら島環境美化促進事業

道路、公園や観光地等において、空き缶やたばこの吸い殻等のごみの散乱を防止し、環境美化の促進を図るために、平成14年7月より施行している「ちゅら島環境美化条例」を、県民、事業者、市町村及び県が一体となって着実に推進することにより、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げている。

平成19年度は、県、市町村及び民間団体で構成する「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」が主催する年2回の「ちゅら島環境美化全県一斉清掃」や、ちゅら島環境美化促進月間である7月を中心とした広報啓発活動を行うとともに、条例第10条に基づき、環境美化促進モデル地区として平成19年度は、伊平屋村及び浦添市（内間区）を新たに指定し、当該地域でおこなわれる美化活動に対して補助金を交付している。

さらに、投げ捨て禁止行為に対する抑止効果の実効性を高めるため、いわゆる「空き缶等散乱防止条例」を制定している市町村のうち、那覇市と連携し、地域団体・関係企業と協働して「ごみのポイ捨て防止公開パトロール」を実施している。

ク 合併処理浄化槽の普及促進

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、短期間にかつ容易に設置できる等の特徴を有していることから、生活排水対策の重要な柱の一つとなっている。

国において、昭和62年に国庫補助事業である浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では平成3年度から国庫補助に加えて県費補助による財政支援を実施し、公共下水道及び農業・漁業集落排水事業等との整合性を図り、集合処理に適さない住宅散在地域や生活排水対策重点地域への整備など、地域の特性に応じて合併処理浄化槽の整備促進に努めてきたところである。

また、この補助事業により平成19年度までに那覇市等21市町村1事務組合が合併浄化槽設置者に対する補助を実施しており、平成19年度末現在合計945基の合併処理浄化槽を整備している。

また、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽の設置を義務化するとともに浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。さらに平成13年度から浄化槽設置者（管理者）を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理とその普及啓発に取り組んでいるところである。

(3) 産業廃棄物に関する対策

ア 産業廃棄物処理施設等への監視・指導

産業廃棄物処理施設等に対する監視・指導は、各保健所において実施しており、維持管理基準等に適合しない施設については、適宜、指示書・警告書・改善命令・措置命令等を発して指導強化を図っている。

また、毎年度、通常の監視指導に加えて、県内の全最終処分場の総点検を実施しており、産業廃棄物処理業者等への監視指導と改善指示の徹底を図り、厳正に対処していく考えである。

イ 不法投棄防止対策

不法投棄は、周辺地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、都市景観を損ね、観光振興にも影響を与える重要な課題である。

いったん不法投棄場所となつたところに、あとから複数の種類の廃棄物の投棄が行われる事例も多いため、不法投棄の早期発見、規模が小さい段階での迅速な対応、発生抑止のための監視体制の充実強化等の取り組みが必要である。

そのことから、保健所の衛生監視員による監視指導体制に加え、警察官退職者を廃棄物監視指導員として配置するとともに、本庁環境整備課に警察本部より警部1名を配置し、悪質な不法投棄者の告発、関係機関の連携などの強化を図っているところである。

また、平成15年5月には、警察本部生活安全部と文化環境部が合同で「美ら島環境クリーン作戦本部」を設置し、地域の生活環境に支障を及ぼす悪質な不法投棄等の事案に対して、確実な原状回復を見据え、迅速な行政措置及び積極的な事件捜査を行い対策強化に取り組んでいる。

さらに、平成18年度には各保健所に「廃棄物不法処理防止ネットワーク

会議」を設置、不法投棄監視カメラの導入などを行い不法投棄防止対策を強化している。

ウ 公共関与事業の検討

産業廃棄物は、排出事業者自らが適正に処理しなければならないことから、その必要な施設は、排出事業者自ら、又は民間処理業者により確保することが基本である。

しかし、本県における民間処理業者が有する産業廃棄物管理型最終処分場のうち、現在稼働中の施設は2箇所のみで、その残余容量は非常にひっ迫している。

県では、産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全と健全な経済産業活動を支えるために、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に取り組んでいる。

平成16年度に策定した「沖縄県公共関与産業廃棄物処理施設整備基本構想」では、民間の排出事業者責任と公共の政策的な関与という基本的な考え方の下で、事業主体としては、株式会社方式による「官民協調の第三セクター」を設立することが望ましいとし、処分場の規模としては、中長期的な減量化やリサイクルの進展等を勘案し、15年間の埋立容量として概ね36万立方メートルとし、整備にあたっては、国から廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく「特定施設」として認定を受けて、国庫補助制度や政策融資等の支援措置を活用するとしている。

平成17年度からは、同基本構想を踏まえて、学識経験者や経済界等の関係団体、NPO、市町村及び県の関係者から成る「公共関与事業推進会議」を設置し、処分場の立地候補地の選定と事業主体設立について検討を進めた。

公共関与事業推進会議では、立地候補地の選定にあたって、「立地候補地の選定に係る基本ルール」を示した上で、情報公開による高い透明性を確保しつつ、段階的な絞り込みを進め、本部町崎本部、名護市安和及び浦添市伊奈武瀬の3箇所を最終候補地として選定し、また、事業主体の設立について、事業実施に向けた基本的な考え方をとりまとめ、平成19年3月15日に知事報告を行った。

今後、県としては、中長期的な処分場の確保も念頭に置き、3カ所の候補地を対象に、継続的・安定的な事業を推進することとし、社会的条件や地域の理解が得られるなどの諸条件が整った箇所から先に整備を進める。また、地域の意向を踏まえながら、立地を受け入れられるよう公共事業等

の優先的導入による周辺環境整備や、地域活性化等につながる施策等について、府内連絡協議会において協議・検討する。

エ 産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の促進

廃棄物の発生を抑制し、循環的利用及び適正処理を推進していくためには、廃棄物問題が通常の事業活動や日常生活における社会経済活動に伴つて生じる廃棄物に起因する課題であることを踏まえて、廃棄物処理法等に基づく規制手法や普及啓発などの取り組みだけでなく、経済的手法による政策手段と組み合わせて、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を変えていくことが不可欠である。

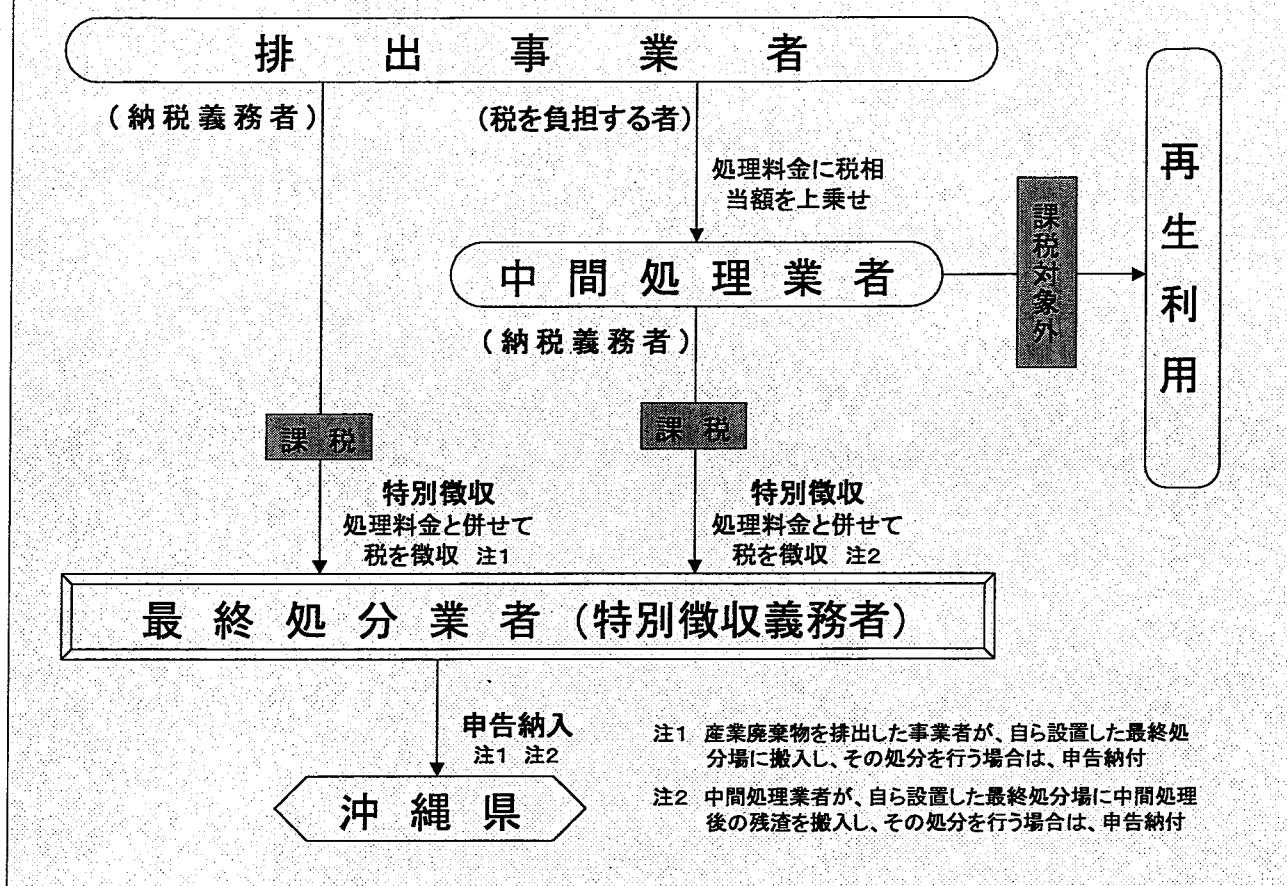
税という手段の活用は、市場メカニズムを通じて経済産業活動を環境負荷の少ないものへと誘導するとともに、生活環境の保全と経済産業活動の両立を目指す有効な手法であると考えられ、県においては、産業廃棄物の排出を抑制し、その循環的利用及び適正処理を促進していくため、平成18年4月から「沖縄県産業廃棄物税」を導入したところである。

産業廃棄物税は、業廃棄物の排出事業者に税を負担して頂くことで、その排出を抑制し、リサイクルを推進しようとする経済的インセンティブを与えるとともに、税収を産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の促進、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備、不法投棄等防止対策の強化など、循環型社会の形成に向けた施策に活用する法定外目的税である。

税の仕組みとしては、産業廃棄物の処理の最終段階である埋立に着目して、県内の最終処分場に産業廃棄物が搬入された際に、搬入された産業廃棄物を排出した事業者に対して、搬入量に応じた税負担を求めることとしている。

また、税収と使途の関係を明確にするとともに中長期的な施策の展開を図るため、基金を設置している。

税制の概要



| | |
|--------|---|
| 税の種類 | 法定外目的税 |
| 目的 | 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用、その他適正処理の促進を図る。 |
| 課税客体 | 最終処分場に搬入された産業廃棄物 |
| 納税義務者 | 最終処分場に搬入された産業廃棄物を排出した事業者 |
| 徴収方法 | 最終処分業者による特別徴収 ※ 排出事業者・中間処理業者が、自己の設置する最終処分場で処分する場合は申告納付 |
| 課税標準 | 県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 |
| 税率 | 1トンあたり1,000円 (1キログラムあたり1円) |
| 税収用途 | 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再使用・再生利用、適正処理の促進に関する施策に要する費用に充てます。 ①産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進 ②公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備促進 ③産業廃棄物処理業の優良化の促進 ④不法投棄等の防止対策 等 |
| 施行予定期間 | ○平成18年4月1日施行 ○施行後、5年を目途に見直し |

図1-2 産業廃棄物税の概要